

令和3年度群馬県障害福祉サービス施設・事業所等における感染防止対策支援事業費補助金

Q & A

群馬県健康福祉部障害政策課

1 申請について

質問	回答
当法人は複数事業所を運営しているが、事業所ごとに別々に申請してもよいか。	事業所ごとに個票シートを増やした上で、法人として1回で申請してください。
当法人は、生活介護を1カ所、就労継続支援B型を1カ所、計画相談事業所を1カ所運営している。この場合、生活介護事業所は補助上限1万4千円まで、B型事業所は補助上限7千円まで、計画相談は補助上限3千円まで、それぞれ申請できるのか。	それぞれのサービスごとの補助上限額まで申請できます。ただし、申請書は法人で一つにまとめて申請してください。
当事業所は、居宅介護（障害福祉サービス）と訪問介護（介護保険）の指定を受けている。そのため、障害福祉の感染防止対策支援事業と介護の感染防止対策支援事業の両方に申請することができるか。	できません。障害と介護の両方の指定を受けている事業所の場合、介護分の感染防止対策支援事業が優先となりますので、介護分にて申請してください。
自立訓練（機能訓練）の共生型サービスだが、介護分と障害分の補助を合算して申請してよいか。	共生型サービスは、介護分と障害分のいずれかで申請してください。
申請書は県に提出するのか。	申請書は、原則として国保連の電子請求受付システム上で提出してください。ただし、国保連に登録している振込口座が債権譲渡しているなどの場合に限り、県提出用の申請書にて群馬県に提出してください。
医療や介護と同一の施設・事業所か否かについては、どのような基準により判断すればよいか。	原則として必要な設備及び備品を共有しているか否かで判断します。例えば、同一敷地内に生活介護事業所と介護保険に基づく指定通所介護事業所がある場合、設備及び備品等を共有している場合、いずれかの一方のみの申請となります。
要件を満たすのであれば、「障害福祉サービス施設・事業所等のサービス継続支援事業」と「障害福祉サービス施設・事業所等における感染防止対策支援事業」の両方補助を受けることは可能か。	両方の補助を受けることができます。ただし、一方の事業の補助対象経費として計上した経費は、他方の事業の補助対象経費として計上（二重計上）はできませんのでご留意ください。
所要額の申請は税込み金額か。	消費税及び地方消費税は補助対象外です。所要額は各補助対象品目毎に「税抜き金額」で申請してください。
所要額の合計が1,000円未満の場合でも申請できるか。	所要額の合計において、1,000円未満の端数は切り捨てとなるため、1,000円未満の申請はできません。
当事業所の補助上限額は7千円である。実際に衛生用品にかかった経費は4千円だが、補助上限額の7千円まで申請できるか。	できません。補助申請できるのは実際にかかった4千円になります。
購入額の全額を補助してもらえるのか。	消費税及び地方消費税額を除いた額が補助対象額となります。
コピーした方の個票が総括表に反映されない。	個票シートをコピーしたときは、シート名を「個票1」「個票2」・・・のように通し番号に変更してください。コピーしたシート名の名称が、「個票1(2)」のままとなっている場合、総括表等に反映されないため、ご注意ください。
指定管理として市から委託を受けている事業所について、通常の報酬の振込口座（市町村名義）と別の口座（法人名義）を補助金受領口座にすることはできるのか。	指定管理者として運営している事業所における補助金受取口座の取扱いについては、まず委託元の市町村に相談してください。委託元の市町村の了解が得られている場合は、報酬の振込口座とは別の口座（法人名義）にて受け取ることができます。この場合、「【県提出用】交付申請様式」を使用して、群馬県あてに直接電子メールにて提出してください。

<p>同一の購入対象物品を、複数の指定サービスごとに分割して申請することはできるか。</p>	<p>指定したサービス毎の上限金額の範囲内で分割し、算定した所要額に重複が発生しない場合は申請することができます。</p> <p>【例】児童発達支援と放課後等デイサービスの指定を受けている事業所が、12,000円のパルスオキシメーター1台を購入し申請する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援の補助上限額 : 7,000円 ・放課後等デイサービスの補助上限額 : 7,000円 <p>①児童発達支援分にて、パルスオキシメーターの所要額を7,000円で申請 ②放課後等デイサービス分にて、パルスオキシメーターの所要額を5,000円（購入額12,000円－児童発達支援補助上限額7,000円）で申請 →申請する所要額に重複がない</p> <p>※認められない申請</p> <p>①児童発達支援及び放課後等デイサービスにて、パルスオキシメーターの所要額をそれぞれ7,000円で申請 →購入額12,000円に対し、所要額14,000円（7,000円+7,000円）と重複が生じるため不可</p>
--	--

2 対象について

質問	回答
<p>消毒液を購入し12月中に納品されたが、購入代金の支払いは1月になってしまう。この場合も補助対象となるのか。</p>	<p>対象となります。納品や支払いが令和4年1月1日以降でも、10月1日から12月31日までの間に発注して購入額が確定している場合（見積りのみは不可）は、補助対象とすることができます。</p>
<p>液体石鹸、ペーパータオル、ウェットティッシュなどは衛生用品として補助対象となるか。</p>	<p>衛生用品については、その目的が感染を防ぎ又は消毒するために使用するものであれば補助対象です。</p>
<p>非接触型体温計は、感染症対策に要する備品として補助対象となるか。</p>	<p>対象となりません。感染症対策に要する備品については、①パーテーション、②パルスオキシメーターの2品目のみが対象です。</p>
<p>事業の実施がない場合や、事業所が休業している場合においても申請対象となるか。</p>	<p>休止中の事業所も申請の対象となります。</p>
<p>12月中に納品されていることが必要か。</p>	<p>支払いが令和4年3月までであれば、納品がなくて発注だけでもかまいません。</p>
<p>障害福祉サービス施設・事業所等における感染防止対策支援事業は新型コロナウイルス感染症の感染者が発生していない事業所・施設でも補助対象となるのか。</p>	<p>お見込みのとおりです。「障害福祉サービス施設・事業所等における感染防止対策支援事業」において、新型コロナウイルス感染書の感染者の有無は補助要件ではありません。</p>

3 領収書について

質問	回答
<p>申請書類には、購入した物品の領収書等、支出した費用が分かる証拠書類の添付が必要か。</p>	<p>支出した費用の金額・品目等を申請書に記載すれば領収書等の証拠書類の提出は不要です。ただし、領収書等の証拠書類は、施設・事業所において適切に保管し、交付決定日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管してください。</p>
<p>振り込みで購入した場合、領収書がないことがあるが、必要か。</p>	<p>その事業所が期間内に対象物品を購入したことが分かる書類（納品書・請求書等）があれば構いません。</p>

4 振込みについて

質問	回答
<p>当法人は複数の事業をしているので、それらを全てひとつの申請ファイルにまとめて、国保連経由で申請した。その場合、補助金は法人の口座に一括で振り込まれるのか、それとも事業所別にそれぞれ振り込まれるのか。</p>	<p>国保連に申請した場合は一括ではなく、国保連に登録している各事業所の口座に、指定事業所番号別にそれぞれ振り込まれます。</p> <p>県に申請した場合は、口座振替依頼書に記載された口座に、全事業所分の補助金が一括で振り込まれます。</p>